

地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金交付要綱

(制定) 令和4年8月23日4農政マ第125号

(制定) 令和5年4月13日5農政マ第13号

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県における地産地消・地消地産の取組を更に広げるため、地域の食や食文化を観光地域づくりやまちづくりの分野で活用する新たな取組に要する経費に対し、予算の範囲内で地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象となる者は、長野県内に事務所を有する次のいずれかに該当する団体とする。
ただし、規約を制定している団体に限る。

(1) 観光関連団体

- ア 観光協会又は観光連盟(地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする県内の市町村との連携の下に設立された団体又は法人。)
- イ 観光地域づくり法人又は観光地域づくり候補法人(観光庁登録制度に基づく、地域DMO、地域連携DMO。ただし、地域連携DMOのうち、対象とする区域の半数以上が県内の自治体である法人に限る。)
- ウ 旅館組合
- エ 商工団体
- オ その他観光推進団体(任意団体を含む)

(2) プロスポーツチーム

長野県内に本拠地を置くプロスポーツチーム

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 長野県内に事務所を有さない者
- (4) その他知事が適当でないとする者

(交付対象事業及び交付額)

第3 補助金の交付対象事業及び交付額は別表1に定めるとおりとする。交付対象事業は、宿泊施設、飲食店及びその他施設において、地域の食材を活用した一般消費者向けの集客に資する対外的なイベントやフェア等を長野県内で開催するもので、次のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 補助金の交付申請前に既に実施したことがある取組でないものであること
- (2) 一時的な取組ではなく、継続的な活動につながる内容であること

- (3) 地域食材の消費拡大につながる取組であること
 - (4) 生産者や農産物直売所と連携した取組であること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助金の交付対象としない。

- (1) 国、県、市町村が実施する類似の補助制度の給付対象事業
- (2) 政治的、宗教的な事業
- (3) 専ら申請団体の営利を目的としたもの
- (4) 専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある事業

(経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は別表2に定めるとおりとする。

交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費から、次の各号に掲げる額を控除したものである。

- (1) 交付対象外経費
 - ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理費
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ その他知事が不相当と認める経費
- (2) 特定財源
 - ア 事業収入にあたる参加費等

(補助金交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業計画に記載した取組内容の変更(軽微な変更を除く)をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは補助対象経費 100,000 円を下回る変更を含め廃止しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となった時を含む。)は、速やかに知事に申請して事業期間の延長について承認を受けること。
- (4) 事業実施主体に、補助金の目的以外の事業により収益が生じたときは、県は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがある。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書の様式は、地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。
- 3 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事業計画書(様式第1号 別紙1)
 - (2) 確認書(様式第1号 別紙2)

- (3) 申請する団体の概要・構成員が分かる資料（様式任意、団体パンフレット等も可）
- (4) 支出内容の積算根拠が分かる書類（見積書等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（変更承認申請書等）

第7 第5の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第5第1項第1号の場合 地域の食を活かした観光地域づくり支援事業内容変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 第5第1項第2号の場合 地域の食を活かした観光地域づくり支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
- (3) 第5第1項第3号の場合 地域の食を活かした観光地域づくり支援事業期間延長承認申請書（様式第4号）

（交付申請の取下げ）

第8 規則第7条に規定する申請の取下げは、地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（状況報告等）

第9 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第10 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、地域の食を活かした観光地域づくり支援事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い方とする。

（補助金の交付請求）

第11 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

（書類の保管）

第12 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

(書類の提出経由)

第13 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長に提出するものとする。
ただし、事業が県全域にわたる団体にあつてはこの限りでない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

別表1 交付対象事業及び交付額（第3関係）

区分	取組内容	交付額	
		県が指定する食材※を主たる食材として活用する事業	任意の地域食材を活用する事業
(1) 選定した食材を活用したイベントやフェアの開催（県内）	<ul style="list-style-type: none"> ・選定した食材を活用した一般消費者向けの集客に資する対外的なイベントやフェアの開催 ・複数の市町村又は他都道府県から誘客が見込まれるイベントやフェアへのブース参加 等 	補助率：10/10 上限額 200,000 円 ただし、事業費が100,000 円を下回る場合は交付しない。	定額 100,000 円 ただし、事業費が100,000 円を下回る場合は交付しない。
(2) 選定した食材の生産者等との連携会議、交流会等の開催（県内）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光推進団体等や生産者との連携会議の開催 ・産地視察の実施 ・生産者との交流会の開催 ・選定した食材の活用に向けた研修会の開催 ・食育、農業体験 等 		
(3) 選定した食材を活用した試作メニューの検討、開発	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)(2) で使用するメニューの検討会の開催 ・(1)(2) で使用するメニューの試作開発のための外部講師を招いた料理教室 ・(1)(2) で使用する試食会の開催 等 		
(4) その他、本事業の目的に資する事業で、適当と認められるもの			

※県が指定する食材は別に定める。

※地域食材とは、県内で生産加工された穀物、野菜、果物、川魚、肉、ジビエ、酒、牛乳などの農林畜水産物等とする。

※イベントやフェアの食材費は事業継続の観点から対象外とする。

ただし、(3) の区分で用いる試作用の食材費は対象とする。

※(4) の事業を実施する場合は、本事業の目的に資すると判断した理由を整理し、計画書に添付すること（様式任意）。

別表2 交付対象経費（第4関係）

補助対象事業を実施するために直接必要となる以下の経費

補助対象 経費	区分	経費の内容
	委託料	外部への委託に要する経費（注1）
	使用料及び賃借料	借上げ、賃借に要する経費
	需用費	消耗品費、印刷製本費等
	役務費	通信料、広報費等
	旅費	講師等の招へいに係る旅費
	報償費	講師等の招へいに係る謝礼
	その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

注1）委託料に関して、専門分野において事業の一部を外部委託する場合は経費の対象とするが、事業全体を外部委託する場合は経費の対象外とする。